

第69回京都市都市計画審議会次第

◎日 時 令和元年8月1日(木) 午後1時30分から

◎場 所 ザ・パレスサイドホテル 2階 グランデ
(京都市上京区桜鶴岡町380 電話 075-415-8887)

◎次 第

1 開会

2 議事

- ・計議第290号議案
- ・計議第291号議案
- ・「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し等に関する市民意見募集等の結果について(報告)
- ・地域まちづくり構想(京都駅東部エリア)の策定について(報告)
- ・地域まちづくり構想(高野東開・西開地区)の策定について(報告)

3 閉会

京都市都市計画審議会委員

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
条例第2条第 2項第1号委員	板 谷 直 子	立 命 館 大 学 客 員 研 究 員
	川 崎 雅 史	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	兒 島 宏 尚	京 都 商 工 会 議 所 専 務 理 事
	佐 藤 由 美	奈 良 県 立 大 学 教 授
	島 田 洋 子	京 都 大 学 大 学 院 准 教 授
	須 藤 陽 子	立 命 館 大 学 教 授
	塚 口 博 司	立 命 館 大 学 特 任 教 授
	中 嶋 節 子	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	牧 紀 男	京 都 大 学 教 授
	三 浦 研	京 都 大 学 大 学 院 教 授
	宮 川 邦 博	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター専務理事
同項第2号委員	しまもと 京 司	ま ち づ く り 委 員 会
	西 村 義 直	文 化 環 境 委 員 会
	平 山 た か お	ま ち づ く り 委 員 会
	森 田 守	総 務 消 防 委 員 会
	かまの 敏 徳	ま ち づ く り 委 員 会
	樋 口 英 明	ま ち づ く り 委 員 会
	山 田 こ う じ	総 務 消 防 委 員 会
	曾 我 修	総 務 消 防 委 員 会
	吉 田 孝 雄	文 化 環 境 委 員 会
	山 岸 た か ゆ き	産 業 交 通 水 道 委 員 会
	森 川 央	産 業 交 通 水 道 委 員 会
江 村 理 紗	産 業 交 通 水 道 委 員 会	
同項第3号委員	橋 本 雅 道	国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 企 画 部 長
	富 山 英 範	京 都 府 建 設 交 通 部 長
	石 丸 洋	京 都 府 警 察 本 部 交 通 部 長
同項第4号委員	筈 谷 友 紀 子	市 民 公 募 委 員
	村 上 岳	市 民 公 募 委 員

平成12年3月31日

条例第67号

京都市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法に定めるもののほか、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 11人以内
- (2) 市議会議員 12人以内
- (3) 国の関係行政機関又は京都府の職員 3人以内
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の区域内に住所を有する者で市長が特に必要と認めるもの 2人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、第2条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等又は専門委員をもって組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市都市計画審議会条例（昭和44年10月1日京都市条例第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年とする。

4 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

平成12年3月31日

規則第130号

京都市都市計画審議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市都市計画審議会条例施行規則（昭和44年10月1日京都市規則第109号）は、廃止する。

令和元年8月1日開催

第69回京都市都市計画審議会議案

京都市都市計画審議会

第69回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第290号	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 下水道の変更について (京都市決定)	京都市公共下水道の変更	1
計議第291号	京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 地区計画の決定について (京都市決定)	京都橋大学地区地区計画の決定	3

計議第290号
都企計第80号
令和元年7月11日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の
変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の変更
（京都市決定）

都市計画京都市公共下水道「3 下水管渠」に第三導水渠を追加し、同公共下水道「3 下水管渠」中伏見幹線を廃止し、同公共下水道「4 その他の施設」中伏見水環境保全センターを次のように変更する。

3 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
第三導水渠	南区上鳥羽塔ノ森上開ノ内	下京区吉水町	鳥羽処理区, 合流管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4 その他の施設

内 訳	位 置	備 考
伏見水環境保全センター	伏見区横大路千両松町, 横大路菅本	敷地面積 約122,790㎡

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、浸水対策の推進を目的として第三導水渠を追加し、浸水対策及び合流式下水道改善計画並びに施設計画の見直しに基づき、伏見幹線の廃止及び伏見水環境保全センター用地の一部変更を行うことで、健全な都市の発展を図ろうとするものです。

計 議 第 2 9 1 号
都 企 計 第 8 1 号
令 和 元 年 7 月 1 1 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議
します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

都市計画京都橋大学地区地区計画の次のように決定する。

名 称	京都橋大学地区地区計画	
位 置	京都市山科区大宅山田、大宅奥山田及び大宅岩屋殿の各一部	
面 積	約 6.3 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は、山科盆地の東麓部に位置し、緑豊かな行者ヶ森を背景に、住宅市街地に隣接して京都橋大学が大学関連施設を集約している地区である。</p> <p>総合大学としての多様な機能を備えた当地区において地区計画を策定することにより、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。
	地区施設の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。
	建築物等の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>1 道路 幅員2メートル，延長約115メートル</p> <p>2 緑地 約340平方メートル</p> <p>3 広場 約8,600平方メートル</p> <p>4 構内通路 幅員5メートル，延長約185メートル</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 大学 (2) 前号の建築物に付属するもの (3) バス停留所の上屋
		建築物の容積率の最高限度	建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第7号の規定により容積率の最高限度が10分の20と定められた区域は、10分の1.5とする。この場合において、建築物の敷地が当該区域と当該区域以外にわたるときは、法第52条第7項の規定を準用する。
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の3.5
		壁面の位置の制限	1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線までの距離の最低限度は10メートルとする。 2 壁面から隣地境界線（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設である構内通路の西側端線（以下「通路境界線」という。）と市道山科大宅緯17号線の南側端線との交点を起点とし、順次同線、通路境界線から80メートル西側の線、市道山科大宅緯17号線の南側端線から80メートル南側の線、通路境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域に存する隣地境界線に限る。）までの距離の最低限度は3メートルとする。 3 次の各号に掲げる建築物又はその部分については、壁面の位置の制限を適用しない。 (1) 物置又は機械室その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (2) 守衛所、自転車置き場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの (3) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さについては、その最高限度を31メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。
		土地の利用に関する事項	1 計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。 2 保全する樹林地又は草地の区域には建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、総合大学としての多様な機能を備えた本地区において、地区計画を策定することにより、今後も引き続き、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の整備を誘導しようとするものである。